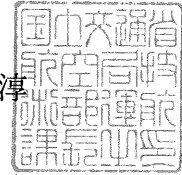




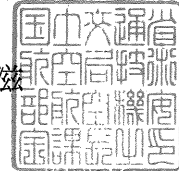
国空航第130号  
 国空機第87号  
 平成23年4月22日

社団法人日本航空機操縦士協会  
 会長 大内 学 殿

国土交通省航空局技術部  
 運航課長 島村 淳



航空機安全課長 高野 滋



小型航空機の運航の安全確保について

平成23年4月22日、運輸安全委員会は、平成19年12月9日に発生したオールニッポンヘリコプター株式会社所属ユーロコプター式EC135T2型JA31NHに係る航空事故調査報告書を公表した。

同報告書によると、本事故の発生は、航空機製造者のメンテナンス・マニュアルに従った整備作業が確実に実施されていなかったこと、定期訓練においてテール・ローター故障の科目が実施されていなかったことが関与したものと考えられるとされている。また、機長が死亡したことは、機長がショルダー・ハーネスを装着していなかったため墜落時の衝撃により上体が前屈し、サイクリック・ステイクに胸部を強打したことによるものと推定されることが述べられている。

さらに同報告書では、同種事例の再発防止のため、航空機製造者のマニュアル等の内容の十分な把握、非常操作等の操縦訓練科目の適切な選定、また航空機搭乗時のショルダー・ハーネス装着の徹底を行うべきものとの意見が述べられている。

当該意見を踏まえ、貴職におかれては、貴会傘下会員に対し、同報告書が公表されたことを周知するとともに、下記について周知徹底を図らねばならない。

記

1. マニュアルに従った確実な整備作業の実施  
 回転翼航空機、小型飛行機等を整備する者は、航空機製造者のマニュアル等の内容を十分に把握したうえで整備を行うこと。
2. 操縦訓練における非常操作等の操縦訓練科目の適切な選定  
 回転翼航空機、小型飛行機等を運航する者が訓練を実施する場合にあっては、非常操作等の操縦訓練科目を適切に選定し実施すること。
3. ショルダー・ハーネスの装着  
 回転翼航空機、小型飛行機等の搭乗者は、離着陸時以外も状況に応じて適切にショルダー・ハーネスを装着すること。